

管理番号(年度)(管理部局記号)(連番)：

提出年月日：(元号) 年 月 日

リスト規制例外チェックシート

申請者	氏名：	所属：	職名：
	E-mail：	TEL：	
提供技術又は 輸出貨物の 名称(型名等)			

このチェックシートは、経済産業大臣の許可申請をしなくてよい事例を列挙しています。該非一次判定の結果、リスト規制に該当すると判定された場合、このチェックシートで例外の適用の可否を確認します。次のいずれかに該当する場合は、許可申請の必要はありません。チェックシートの作成にあたり少しでも疑義がある場合には、輸出管理マネージャーに相談してください。

1. 貨物を輸出する場合

(少額特例)

- 以下の条件により算定された貨物の総額が、指定された金額の範囲内であるとき。ただし、イラク・イラン・北朝鮮に輸出する場合を除く。
- ア. 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制対象貨物の当該項番毎の総額
イ. 無償貨物の場合は、税関の鑑定額
ウ. 外貨建ての場合は、経済産業省が公表する換算レート

輸出令別表第1		輸出令別表第4の地域以外	輸出令別表第4の地域
1の項（武器関連）		非適用	非適用
2～4の項（大量破壊兵器関連）		非適用	非適用
5～13の項	告示貨物	5万円以下で適用	非適用
	告示貨物以外	100万円以下で適用	非適用
14の項（軍需品関連）		非適用	非適用
15の項		5万円以下で適用	非適用
16の項（キャッチオール規制）		非適用	非適用

※1 輸出令別表第4の地域（グループD（懸念国））：イラン、イラク、北朝鮮

※2 告示貨物：輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物

注) 少額特例は、貨物の輸出の場合のみに適用

2. 技術を提供する場合

(公知の技術の提供)

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

(裏面へ続く)

(基礎科学分野における技術の提供)

- いわゆる「学術研究」のような、技術的応用を直接の視野に置かない、基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

※基礎科学分野：自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。企業との共同研究である場合などは具体的に製品化予定が無くともこれにはあたりませんので、厳密に判断してください。

(必要最小限の技術の提供)

- 工業所有権(特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権などの総称)の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であって、当該貨物の裾付, 操作, 保守又は修理のための必要最小限の技術を提供する取引。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、①当該貨物の性能, 特性が向上するもの, ②修理技術であって、その内容が当該貨物の設計, 製造技術と同等のもの, ③外為令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計, 製造に必要な技術が含まれるものを除く。

3. 結論

- 上記項目のいずれかに該当するため、許可申請手続き等を行わない。
- 輸出監理室にて取引詳細を精査のうえ、必要な手続きを行う。

部局等確認欄 (一次判定)		
輸出管理 責任者	輸出管理 マネージャー	部局等受付 (統括付マネージャー)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

特記事項：

輸出監理室確認欄 (二次判定)			
最高管理 責任者	輸出管理 統括責任者	輸出監理室長	輸出監理室 受付
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

特記事項：